

愛知県条例施行にあわせ カスタマーハラスメント対策を強化します

2025 年 10 月 1 日に「愛知県カスタマーハラスメント防止条例」が施行されます。

本条例では、カスタマーハラスメントの防止について、基本理念を定め、県、事業者、就業者及び顧客等の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めています。

このため、東浦町においても、職員が安心して業務に取り組める環境づくりの整備等を進めます。また、町内事業者に対しても、関心と理解を深めるよう啓発に取り組めます。

●対策の概要

・東浦町の対応

既に運用している「不当要求対応マニュアル」に、カスタマーハラスメントに関する事項を追加しました。

・東浦町内事業者への対応

東浦町商工会を通じて、カスタマーハラスメント防止に関するチラシ等の啓発物を配布し、周知を図ります。

■問い合わせ

東浦町行政課  0562-83-3111(内線 244) 担当：竹内